

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、就労準備支援員等（以下「従事者」という。）に対する相談対応等の支援スキル向上を図るための県研修を実施する。 ・国研修には参加人数等の制限もあり、参加できない従事者もいるため、従前から県研修を実施し、従事者のスキルアップを図ってきたところである。また、令和2年度からは、国研修のカリキュラムの一部が県に移管されているため、従前の国研修を加味して、県が実施していく必要がある。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国研修は厚生労働省から委託を受けた全国社会福祉協議会がカリキュラムを開発し実施している。 県研修は、従前の国研修と同等の知識を習得する場とする必要があり、国研修のカリキュラムを踏まえつつ、地域事情を加味して企画しなければならない。 ・従事者には、生活困窮者の多様で複合的な課題に対応する高い支援技術が求められ、研修の企画に当たっては、相談窓口でのケースを掌握し、柔軟かつ適切に支援する力を養う内容としなければならない。 ・人材養成を目的とする県研修の委託先の選定に当たっては、自立相談支援事業の実績・ノウハウを持つ団体であるとともに、福祉に関する総合的な視野に立った研修を企画・立案が可能であり、育成のノウハウを有する団体でなければならない。 ・県研修は県内全域の従事者を対象としているため、十分な実績があり、かつ、相談支援についても信頼のおける事業者へ委託する必要がある。 <p>上記すべてを満たす機関は、これまでに各種研修事業を実施してきた実績を有し、同法施行時から県の自立相談支援事業を受託し、適切に業務を実施している岐阜県社会福祉協議会のみである。</p>